

市町村における包括的な支援体制整備実践支援事業業務委託仕様書

1 業務の名称

市町村における包括的な支援体制整備実践支援事業業務委託

2 業務の目的

奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例及び奈良県地域福祉計画に基づき、市町村への技術的指導、助言等の支援を行うことにより、市町村における包括的な支援体制の整備を推進する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)までとする。

4 事業の実施対象

県内市町村及び市町村社会福祉協議会(以下「市町村等」という。)。ただし、県と「人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進にかかる協働及び連携に関する包括協定」を締結している、若しくは、重層的支援体制整備事業及び重層的支援体制整備事業への移行準備事業(以下「重層事業等」という。)を実施又は実施を検討している等、包括的な支援体制の整備に向けた取組を積極的に進めている市町村等を優先するものとする。

5 業務内容

下記に示す業務を実施すること。

なお、業務の実施に当たっては、業務を円滑に進められるよう、統括責任者を選任・配置するとともに、(1)に示す相談員のほか、業務の遂行に必要となる人員を配置し、当該人員体制を示す委託業務実施体制表を県に提示し、了解を得ること。

(1) 市町村等の実情に応じた、包括的な支援体制の整備に向けた現場密着型支援地域福祉の推進に関して知見を有する相談員を1名以上配置し、4に示す事業の実施対象の中から県との協議の上選定したおおむね10市町村等(以下「現地支援対象自治体」という。)に対し現地支援を行う。

① 現地支援

現地支援対象自治体の状況に応じて、下記(ア)～(オ)より有効と思われる支援を選択して実施すること。なお、毎月、支援状況を書面により県に報告すること。

(ア) 包括的な支援体制の整備に向けた庁内検討会議への出席及び助言等

(イ) 重層的支援体制整備事業又は重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施する場合における事業構想及び事業展開についての助言及び相談対応

(ウ) 包括的な支援体制の整備に向けた現在進行中である取組の検証及び今後の展開にかかる助言

(エ) 他自治体における特徴的な取組や実施予定の取組と類似する事例の提供等、包括的な支援体制の整備に向けて効果的と思われる情報の提供

(オ) その他、包括的な支援体制の整備に必要と認められる支援

② 現地支援対象自治体の課題の把握・分析

①をもとに、包括的な支援体制の整備に向けた市町村等の課題の把握・分析を行い、書面により県に提出すること。なお、課題の把握・分析については、令和8年9月30日(水)までに、中間報告を行うこと。

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた研修及び意見交換会の実施

① 市町村等職員を対象とした研修の実施

市町村等職員を対象に、地域共生社会の理念や包括的な支援体制の整備の必要性について理解することを目的とした研修会を年間1回以上開催すること。なお、研修時期及び内容については県と協議の上決定すること。

② 市町村等相互の意見交換会の開催

市町村等相互の意見交換会を年間2回以上開催すること。なお、時期及び内容については県と協議の上決定することとし、開催にあたっては下記(ア)及び(イ)について留意すること。

(ア) 各市町村等の取組状況や課題について意見交換を行うことで理解を深め、自らの取組の参考とすることができるような内容とすること。

(イ) 必要に応じてアドバイザーを招聘し、市町村等が取組を進める上で課題を解決できるような内容とすること。

6 留意事項

(1) 事業の協議及び報告

受託事業者は、業務実施について県から報告を求められた際には、随時応じること。また、業務完了後は遅滞なく、委託業務実施報告書(具体的な業務内容・実施日時・回数・成果等を記載)を作成し、紙媒体及びデータで県に提出すること。

(2) 守秘義務及び個人情報の取扱い

受託事業者は、業務遂行中に知り得た情報及び付随する情報を他に漏らし、又は他の目的のために利用してはならない。また、個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。業務が終了した後についても同様とする。

(3) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、受託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のもと、承認を受けた受託業務の一部を委託することができる。なお、受託事業者は再委託した第三者の行為について県に対して全ての責任を負うものとする。

(4) 公正・中立性の確保

業務の遂行にあたっては、公正・中立性を確保しなければならない。

(5) 統括責任者、相談員その他の支援を担当する職員等(以下「支援担当職員等」という。)の資質の向上

本業務は支援に従事する人材の質が事業の質に直結するものであることから、その責務を果たせるよう、常に支援担当職員等の資質向上に努めること。

(6) 権利の帰属

本業務により制作された資料等に係る著作権、所有権等は、原則として県に帰属するものとする。

(7) その他

業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。なお、別紙「公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)」及び別記2「情報セキュリティに係る特記事項」について遵守すること。

本仕様書に定めのない事項については、受託事業者と県が双方協議して定めるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払いを行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること)を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること